**明和町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領**

**１ 概要**

（１）業務の名称

　　明和町放課後児童クラブ運営業務委託

（２）目的

　明和町放課後児童クラブ事業は、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づく放課後児童健全　育成事業として位置づけられ、放課後帰宅しても保護者が就労等の理由で、日中家にいない家庭の児童の安全を図り、安心に過ごすとともに、基本的生活習慣を身につけることを目的としている。

（３）業務内容

　　　別添「明和町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」に記載のとおり

（４）委託契約期間

　　　契約締結日から令和１３年３月３１日までとする。

　　　契約を締結した日から令和８年３月３１日までの間を開設準備期間とし、募集、支援員の確保、備品の確認、料金徴収等の必要な準備を行うものとする。なお、準備期間中の委託料は発生しないものとする。

（５）委託限度額

　　　１７９，０００，０００円以内

（６）契約の締結　プロポーザルにより業者決定後

**２　応募資格**

　　令和７年９月１日現在、過去に放課後児童健全育成事業若しくはこれに類似する事業を運営している、熱意のある民間事業者等で法人格を有する者。（社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、NPO法人、株式会社等）

　　ただし、法人又はその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、国、他の地方公共団体及び町の一般競争入札の参加を制限されている。

（２）役員等が禁固以上の刑に処せされ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。

（３）会社更生法、民事再生法等による更生、再生手続き等を行っている。

（４）応募書類提出時点で、本町の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２項に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）

（６）直近３年間の法人税、法人住民税（市町村民税法分）、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。

（７）他に応募している法人と、主たる役員が重複している。

なお、応募者が契約締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなっ

た場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

**３　応募手続**

　　本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加申込書を提出期限までに提出すること。書類が不足する場合及び提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。

（１）参加申込　　（提出期限：令和７年１０月１４日(火)午後５時まで）

　　　下記の書類を提出期限（必着）までに、教育課へ1部提出すること。

1. 参加申込書・・・・・・・・【 様式１ 】
2. 会社概要書・・・・・・・・【 様式２ 】
3. 登記簿謄本（応募申込日３ヶ月以内に発行されたもの）
4. 定款
5. 納税証明書（直近３箇年）

「法人税・法人住民税（市町村民税法人分）納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書」

　　　　参加申込みのあった事業者には参加資格確認通知書【様式９】を発行します。

（２）提出先

　　　三重県多気郡明和町大字馬之上９４５番地

　　　明和町役場　教育課

　　　電　話　０５９６－５２－７１２４（直通）

　　　メール　[kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp](mailto:kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp)

　　　※平日午前９時から午後５時までの間に提出すること

**４．提案書の提出について**

　　提案書の提出部数は原本1部、副本６部とする。

1. 内容

　　　　　提案書の内容には、必ず下記の内容を記載すること。

* 1. 方針・目標について

* 1. 事業内容について

　　　　　　・児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容について

　　　　　　・レクリエーションについて

　　　　　　・保護者や児童の意見を反映していく体制について

　　　　　　・特別な配慮が必要な児童への支援について

　　　　　　・学校や教育委員会等との連携、協力について

　　　　　　・保護者との関わりについて

* 1. 管理運営について

　　　　　　・職員の採用について

　　　　　　・職員配置体制について

　　　　　　・職員の賃金体系について

　　　　　　・職員の育成について

　　　　　　・欠員補充等について

　　　　　　・個人情報の管理について

　　　　　　・苦情処理体制について

* 1. 安全対策・危機管理について

　　　　　　・児童の健康管理について

　　　　　　・事故防止・安全対策について

　　　　　　・防災対策及び災害時の対応と体制について

（２）提出書類等一覧

提案書はA4版を原則とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

　①提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 様式３ 】

　②業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・【 様式４ 】

　③業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・【 様式５ 】

　④配置予定者経歴書・・・・・・・・・・・・・【 様式６ 】

　⑤業務委託見積書・・・・・・・・・・・・・・【 様式７ 】

　⑥その他必要と思われる資料・・・・・・・・・【任意様式】

　　　 ※見積書の費目の内容は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 主な内容 |
| 職員人件費 | 職員給与、福利厚生費、旅費等 |
| 需用費 | 消耗品費、行事費、食糧費等 |
| 役務費 | 通信料、保険料、口座引落手数料等 |
| 事務諸経費 | 経費 |

　　　※見積額が町の示す委託限度額を超えて提出された場合は失格とする。

（３）提出期間

参加資格確認結果通知到達日から令和７年１１月１１日(火)午後５時まで（必着）

（４）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限必着）

　　　 持参の場合は必ず事前に明和町教育課に電話の上、来庁すること。

（５）提出先

　　　　三重県多気郡明和町大字馬之上９４５番地

　　　　明和町役場　教育課

　　　　電　話　０５９６－５２－７１２４（直通）

　　　　メール　[kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp](mailto:kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp)

（６）質問及び回答について

　　　本要領及び仕様書等の内容について疑義がある場合は、次により質問書を提出すること。回答については、参加申込書を提出し、町が提案資格のあることを確認した者（以下「参加者」という。）を対象とし、質問及び回答については、随時全参加者にメールで通知する。

1. 様　　式　質問書【 様式８ 】
2. 提出期間　令和７年１０月　１日(水)から

　　　　　令和７年１０月３０日(木)午後５時まで

1. 提 出 先　４の（５）と同じ
2. 提出方法　電子メール（着信確認を行うこと）

（７）その他

　　　・提出された書類については返却しない。

　　　・公募にかかる費用は応募者の負担とする。

　　　・プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

　　　・応募書類及び提案書類の著作権は応募者に帰属するが、町が採用する応募者の応募書類及び提案書は町の業務で必要な場合、無償で使用できるものとする。

　　　・町が必要と認めた場合には、書類の追加を求める場合がある。

　　　・参加を辞退する場合は、早急に教育課へ辞退届【様式９】を提出すること。

**５　施設見学について**

　　下記の通り施設見学を実施します。

　　（１）日　　程　令和７年１０月２２日(水)

　　（２）場所時間　斎宮放課後児童クラブ室　　　　　　９時００分～　９時２０分

明星放課後児童クラブ室　　　　　　９時３０分～　９時５０分

明和北小学校放課後児童クラブ室　１０時００分～１０時２０分

　　（３）見　　学　施設の見学

　　（４）質　　問　質問事項は４の（５）と合わせてご提出ください。

　　（５）参加人数　１社につき２名まで

　　（６）参加方法　令和７年１０月８日(水)１５時までに明和町役場教育課に電話又はメールにて参加の旨をご連絡ください。

　　（７）持 ち 物　上履きをご持参ください。

**６　受託者の選定**

　　　　 　（１）受託業者は、明和町放課後学童クラブ運営業務委託業者選定検討委員会（以下「検討委

　　　　　　　　　員会」という。）の審査に基づき、明和町長が決定する。

　　　　　（２）参加資格要件に基づき、参加資格審査を審査事務局により実施する。

（３）提案審査は、参加資格要件を満した提案可能者から提出された提案書に対し審査評価基準の評価項目による審査とプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価得点が最も高い者を優秀提案事業者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合、検討委員会の多数決により選定する。

　（４）優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務委託契約書（以下「契約書」という。）の作成に関する諸条件について、発注者と詳細協議を進める。

　（５）優先交渉権者は、発注者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には受託者として決定し契約を締結するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

**７　提案内容の審査**

提案内容の審査は、明和町役場内に設置する検討委員会が行う。なお、審査結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、このことを了承した上でプロポーザルに参加をすること。

（１）提案内容審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案審査は、参加者を対象に書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの本審査を選定評価基準の評価項目により実施する。

（２）プレゼンテーション及びヒアリング

1. 実施日時　令和７年１１月２０日(木)
2. 実施場所　明和町役場　もしくは　中央公民館
3. 参加者から企画提案書が提出された順番で、参加者ごとにプレゼンテーションをするものとし、参加者に実施時間の詳細を通知するものとする。
4. 参加者によるプレゼンテーションを２０分以内とし、検討委員会委員から当該参加者へのヒアリングを１５分以内で実施するものとする。
5. プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。なお使用する電子機器（スクリーンを含む）は参加者で準備するものとする。
6. 参加者は、プレゼンテーション実施の際に、企画提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
7. プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している３名までとする。
8. プレゼンテーションは非公開で実施する。

（３）実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 期日・期間等 |
| プロポーザルの実施及び  参加申込の公告 | 令和７年１０月　１日（水） |
| 参加申込書類の受付 | 公告日から令和７年１０月１４日（火）午後５時まで |
| 参加資格確認結果通知 | 令和７年１０月２０日（月） |
| 実施要領、提案書作成等に  関する質問の受付 | 公告日から令和７年１０月３０日（木）午後５時まで |
| 質問に対する回答 | 令和７年１１月　６日（木） |
| 提案書の受付 | 参加資格確認結果通知到達日から  令和７年１１月１０日（月）午後５時まで |
| プレゼンテーション及び  ヒアリングの実施 | 令和７年１１月２０日（木） |
| 審査結果通知 | 令和７年１１月２６日（水） |
| 契約締結 | 令和７年１２月　１日（月） |

**８　審査基準（合計１００点）**

（１）基本事項

　　　明和町放課後児童クラブ事業を委託する業者を公募により募集し、審査委員会において審査

　　し、決定する。

（２）配点

　　　評価項目に１００点を配分し、満点を１００点とする。

（３）審査点の算出

　　　審査点の算出は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

　　　評価項目は、審査基準表に示す配点に応じて採点する。

（４）評価の方法

　　　審査点を算出し、最も高い者を事業者として選定する。

　　　　審査点が最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の各委員の合議による優劣の比較審査

　　　を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定する。

**９　審査の結果**

　（１）審査の結果、評価点数が基準点（満点の６割以上）を満たし、最も評価点数の高い事業者を優先交渉権者とし、次順位の事業者を次点者に選定する。

（２）審査結果は、当該事業者全員に書面通知（様式第１１号）する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。